

議案第3号

令和4年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ55,206千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,705,288千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	合計
2 財産収入		千円 39,025	千円 3,500	千円 42,525
	2 財産売却収入	0	3,500	3,500
3 繰入金		611,183	△ 557,805	53,378
	1 一般会計繰入金	610,402	△ 558,291	52,111
	2 共生・協働の地域社会 づくり基金繰入金	781	486	1,267
4 繰越金		1,903	431,230	433,133
	1 繰越金	1,903	431,230	433,133
5 諸収入		52,389	71,869	124,258
	1 雑収入	52,389	71,869	124,258
6 県債		3,810,736	△ 4,000	3,806,736
	1 県債	3,810,736	△ 4,000	3,806,736
歳入合計		6,760,494	△ 55,206	6,705,288

歳出

款	項	補正前の額	補正額	合計
1 港湾整備事業費		千円 6,760,494	千円 △ 55,206	千円 6,705,288
	1 港湾整備事業費	2,816,611	△ 10,591	2,806,020
	2 公債費	3,943,883	△ 44,615	3,899,268
歳出合計		6,760,494	△ 55,206	6,705,288

第2表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾整備事業費			千円 612,500	千円 1,084,393
	1 港湾整備事業費		612,500	1,084,393
		港湾維持修繕事業	1,500	75,393
		整備事業	611,000	1,009,000
計			612,500	1,084,393

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭用地造成事業費	千円 1,794,000	(借入方法)	年 7.0	借入時期	千円 1,723,000	(借入方法)	年 7.0	借入時期
上屋建造事業費	219,000	証書借入	%以内	から据置期	290,000	証書借入	%以内	から据置期
借換債	1,791,736	又は証券発行の方法による。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直しの後の利率)	間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。	1,791,736	又は証券発行の方法による。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直しの後の利率)	間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。
公営企業会計適用事業費	6,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。(その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。			2,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。(その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。		
計	3,810,736				3,806,736			